
監 査 委 員

29年監査公表第5号

平成28年度に執行した監査の結果（平成28年9月1日から平成28年11月15日までの執行分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年 4月25日

京都府監査委員	菅 谷 寛 志
同	渡 辺 邦 子
同	森 敏 行
同	井 上 元

1 定期監査

監査の結果

【部局別】

広域振興局

- (1) 南丹広域振興局（監査実施年月日：平成28年9月6日～9日・10月14日）

(指摘)

公印の使用について、京都府地方機関処務規程に定める規定どおりに行われていない事例が認められた。

(措置の内容)

今回の指摘を受けて直ちに、京都府公印規程第4条及び京都府地方機関処務規程第39条に基

づく公印管理等に係る総務室の役割について担当職員へ周知徹底を図るとともに、公印審査は起案者及び校合者と異なる者が行い、ダブルチェックを徹底することとした。

また公印押印場所に、公印審査及び公印押印簿記載に係る注意喚起の表示を行った。

- (2) 中丹広域振興局（平成28年10月11日～14日・17日・11月15日）

(指摘)

保管現金及び収入証紙の管理状況が不適切な事例が認められた。

(措置の内容)

現金及び収入証紙現物の受渡しに当たっては、復唱するなど必ず複数人によるダブルチェックを徹底する。

また、収入証紙残高チェック表を作成し、毎日の現物確認を徹底することとした。

さらに、執務室内のレイアウトを変更し、窓口事務用カウンターと一般事務を行う事務机を分離することにより、書類の混在を防止する措置を講じた。

2 財政的援助団体等監査

監査の結果

- 福知山市有害鳥獣対策協議会（監査実施年月日：平成28年10月18日）

(監査の結果)

平成25年度補助事業について、補助金の入金後に事業の未実施が判明し補助金返還していたもの。

(措置の内容)

補助金等の交付に関する規則に基づき、平成

28年8月26日付けで福知山市有害鳥獣対策協議会に対し、補助金交付決定を取消しの上、補助金返還等を求め、平成28年10月3日、補助金及び加算金の返還を受けた。

なお、本件発生前の平成28年6月22日、府から府内全有害鳥獣対策協議会に対して事務処理等の確認体制、関係書類の十分な精査、確認を行うよう注意喚起文書を通知しており、当該協議会に対しては、改めて複数職員による事業の進捗管理、公印の適正管理、会計処理規程等による適正な事務執行について指導するとともに、府においても定期的に出納関係書類の確認をすることとした。